

北多摩ハイドンアンサンブル 規約

第一章 総則

(名称)

第1条 このオーケストラは北多摩ハイドンアンサンブル（以下「本団」という）と称する。

第二章 目的

(目的)

第2条 本団はアマチュアオーケストラとして古典派音楽芸術の探究と団員間の親睦に努め、地域文化の発展に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 前条の目的を達するため、本団は定期的に練習を行い、演奏会を自主開催する。

第三章 団員及び参加費

(団員)

第4条 本団の趣旨に賛同し、以下の条件を満たす者を団員とする。

次期演奏会に参加する意志を表明し、練習参加費及び演奏会参加費の負担に同意し、積極的に練習に参加し、団の運営に協力する意志のある者。

(練習参加費)

第5条 団員は、1回の練習ごとにかかった費用を均等割にした金額を練習参加費として支払う。

(演奏会参加費)

第6条 団員は、演奏会ごとに定められた演奏会参加費を支払う。

(入団)

第7条 入団を希望する者は細則で定めた所定の手続きを行うことでこれを認められる。

(退団)

第8条 退団を希望する者は細則で定めた所定の手続きを行うことでこれを認められる。

第四章 役員

(役員)

第9条 本団には次の役員を置く。

1. 代表
2. マネージャー
3. ライブラリアン

第10条 役員は団員相互の互選により選出する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、特に定めない。

(役員業務)

第12条 役員は次の業務を行う。

1. 代表 本団を代表し、その運営に関わる事項全般を行う。
2. マネージャー 代表を補佐し、本団の運営および演奏に関わる事項全般を行う。
3. ライブラリアン 本団で使用する楽譜の準備に関わる事項全般を行う。

第五章 財政

(財政)

第13条 本団の運営は練習参加費、演奏会参加費およびその他の収入をもってこれにあてる。

第六章 規約の改正

(規約の改正)

第14条 本規約は、団員の3分の2以上または役員のうちいずれか1名の発議により改正することができる。

第七章 附則

(附則)

第15条 本規約に定められていない事項については、別に細則を定めることができる。

2018年1月1日 制定

細則

(入退団手続き)

第1条 入団および退団の手続きは、以下のように行う。

1. 入団を希望する者は、入団の意志を役員に伝え、役員が承認することで入団が認められる。
2. 退団を希望する者は、退団の意思を役員に伝え、役員が承認することで退団が認められる。

(見学者)

第2条 入団を希望する見学者が練習に参加する場合、初回より2回目までは練習参加費を免除する。見学者は、2回目の練習の終了までに入団の可否について決定し、役員もしくは役員不在の場合は団員に対しその意志を伝えるものとする。

2018年1月1日 制定